

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十五年金融庁告示第六十二号）

改正後	現行
<p>（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人）</p> <p>第二条 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十六年十二月三十一日までとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商号 又は 名称 <u>スタンダード&プアーズ・レーティングズ・アルゼンティナ・エス・アル・エル・アジェンテ・デ・カリフィカシオン・デ・リエスゴ</u></p> <p>主たる事務所の所在地 <u>アルゼンチン ブエノスアイレス レアンドロ・ン・アレム通り 八百五十五</u></p> <p>三十三（略）</p> <p>（フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の特定関係法人）</p> <p>第三条 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第七号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十六年十二月三十一日までとする。</p> <p>一 商号 又は 名称 <u>フィッチ・レーティングス・インク</u></p> <p>主たる事務所の所在地 <u>アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市 ホワイートホール・ストリート 三十三</u></p> <p>二〇二十三（略）</p>	<p>（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人）</p> <p>第二条 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十六年十二月三十一日までとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商号 又は 名称 <u>スタンダード&プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー</u></p> <p>主たる事務所の所在地 <u>アルゼンチン ブエノスアイレス レアンドロ・ン・アレム通り 八百五十五</u></p> <p>三十三（略）</p> <p>（フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の特定関係法人）</p> <p>第三条 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第七号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十六年十二月三十一日までとする。</p> <p>一 商号 又は 名称 <u>フィッチ・レーティングス・インク</u></p> <p>主たる事務所の所在地 <u>アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市 ステート・ストリート・プラザ 一</u></p> <p>二〇二十三（略）</p>